5　「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する額の合算額を記載する。

6　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第４の備考４、様式第31の５の備考１並びに様式第73の備考３、４、８及び９と同様とする。

様式第75（第77条関係）

【書類名】　既納手数料返還請求書

（【提出日】平成　　年　　月　　日）

【あて先】特許庁長官　　殿

【事件の表示】

　【出願番号】

【返還請求人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【代理人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【返還請求対象書類】

　【書類名】

　【提出日】

【納付済金額】

【適正納付金額】

【返還請求金額】

【返還金振込先】

　【金融機関名】

　【口座種別】

　【口座番号】

　【フリガナ】

　【口座名義人】

【提出物件の目録】

　【物件名】

〔備考〕

1　「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載する。

2　「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、特許願、出願審査請求書、手続補正書、出願人名義変更届、期間延長請求書、審判請求書のように返還を請求する手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載する。

3　「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の額（「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。

4　「【適正納付金額】」の欄には、当該手続書類において適正に納付すべき手数料の額を記載する。ただし、特許法第18条の２第１項の規定による却下処分に係る場合は、「【適正納付金額】」の欄は設けるには及ばない。

5　「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する手数料の額を記載する。

6　その他は、様式第２の備考１から４まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第４の備考２及び４並びに様式第73の備考３、４、８及び９と同様とする。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「第四十一号」の下に「。以下「特例法施行規則」という。」を加える。

第二十一条第一項中「以下この条において同じ。」を「次条において同じ。」に、同条第三項中「第三十一条第四項」を「第三十一条第三項」に、「登録料納付書に同項に規定する国等以外の者の持分の割合を」を「国を含む者の共有に係る場合にあつては国以外の者の持分の割合を、同法第三十二条の二の規定又は他の法令の規定による登録料の軽減又は免除（以下「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合にあつては減免を受ける者の持分の割合をそれぞれ願書又は登録料納付書に」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（既納の登録料の返還の請求の様式）

第二十一条の二　実用新案法第三十四条第一項の規定による登録料の返還の請求は、様式第十四の二によりしなければならない。

（過誤納の手数料等の返還の請求の様式）

第二十一条の三　実用新案法第三十四条第一項の規定による登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。）の返還の請求及び同法第五十四条第八項の規定による手数料の返還の請求は、様式第十四の三によりしなければならない。

第二十三条第一項中「第四条第二項」を「第三条第二項」に改め、「第九条第四項」の下に「、第十一条の五第二項」を加え、「、第二項若しくは第三項前段」を「、第二項、第三項前段若しくは第四項前段」に改め、同条第四項中「第百九十五条第六項」を「第百九十五条第五項」に、「第三十一条第四項及び第五十五条第五項」を「第五十四条第四項」に、「同項中「手数料」とあるのは「手数料及び登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。）」と、同項中「同法第百七条第四項」とあるのは「実用新案法第三十一条第四項」と」を「同条第四項中「特許法第百九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第百九十五条の二」とあるのは「同条第十項」と」に改める。

様式第一の備考５中「第31条第６項」を「第31条第５項」に改め、同様式の備考25中、「（平成11年法律第131号。以下「産業再生法」という。）」を削り、同様式の備考26中「及び第21条第３項」を削り、「より国等」を「より国」に、「国等以外」を「国以外」に改め、「納付するとき」の次に「及び第21条第３項に規定する共有に係る出願のうち国を含む者の共有に係る出願であつて国以外の各共有者ごとに登録料の金額（減免を受ける者にあつてはその減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するとき」を加え、同様式中備考38を備考39とし、備考37を備考38とし、備考36中「備考38」を「備考39」に改め、同備考を同様式の備考37とし、同様式中備考35を備考36とし、備考31から備考34までを一つずつ繰り下げ、同様式の備考30中「備考29」を「備考30」に改め、同備考を同様式の備考31とし、同様式中備考29を備考30とし、備考28を備考29とし、同様式の備考27中「その旨を記載する」の次に「（備考27により「【その他】」の欄に減免を受ける旨等を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」を加え、同備考を同様式の備考28とし、備考26の次に次のように加える。